

国民年金保険料免除・猶予制度に関するお知らせ

☎国保年金課国民年金係 (☎826-1111 内線2290)

国民年金の保険料(令和4年度は月額16,590円)の納付が経済的な理由により困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

保険料の免除制度

本人、配偶者(別世帯の配偶者を含む)、世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の場合や、失業などの理由がある場合は、申請により保険料の納付が全部免除または一部免除となります。

なお、一部免除は減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず、免除後の保険料を納付してください。

◆令和4年度 納付月額と所得基準額

		所得基準額	納付月額
全額免除 納付猶予		(扶養親族の数+1)×35万円+32万円	0円
一部免除	4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4,150円
	2分の1免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8,300円
	4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	12,440円

※「扶養親族等控除額」、「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告した金額です。

※保険料が免除となった期間も老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額の計算の際には、納めたときと比較し2分の1になります。なお、年金額への反映は免除の種類によって変わります。

保険料の納付猶予制度

50歳未満かつ学生以外の方で、本人と配偶者(別世帯の配偶者を含む)のそれぞれの前年所得が、上の表の全額免除の基準額以下である場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※保険料が猶予となった期間も老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、追納しない場合、年金額には反映されません。

免除・猶予 両制度共通事項

◆令和4年度 承認・申請期間

承認期間/令和4年7月~令和5年6月

申請期間/令和4年7月1日(金)から ※申請月から原則2年1か月までさかのぼって免除申請ができます。

◆申請に必要なもの

- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・失業などを理由に申請する場合…「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写し
(公務員だった方は「退職辞令書」の写し)

※所得の申告をしていない場合は、申告をしてから申請してください。

◆注意点

- ・免除または猶予された保険料は、10年以内であれば追納することができます。ただし、承認を受けた年度から3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に加算金が付きます。
- ・保険料の免除申請は、随時受け付けしていますが、申請が遅れると障害基礎年金などが受給できなくなる場合があります。